

第9章 計画の進行管理

- ◇本計画の計画期間内（令和4年度（2022年度）～令和17年度（2035年度））において、社会状況の変化や上位計画・関連計画の見直しとの整合を図りつつ、概ね5年ごとに目標指標の達成状況や誘導施策の進行状況等の評価・検証を行い、必要に応じて計画の部分見直し検討を行うこととします。
- ◇草加市都市計画マスタープラン2017-2035が概ね10年後には、本格的な検証を行い、必要に応じて計画を見直すことから、本計画もそれに合わせて必要に応じて計画を見直します。
- ◇立地適正化計画は平成26年（2014年）に創設された制度であり、現在も関連する制度の充実が進められています。今後も社会状況や災害対策強化などの視点から新たな制度改正がなされることも考えられるため、定期的な評価の際には、立地適正化計画に関連する制度と本計画との対応を含めて計画を評価することも必要です。
- ◇あわせて市内での新たな課題の有無を継続的に把握し、立地適正化計画および関連施策での対応を検討します。

検討サイクル

